

令和7年度原子力施設等防災対策等委託費（電子飛跡検出型コンプトンカメラを使用した放射性プルームの可視化手法の検討）事業に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月16日
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課

原子力規制庁では、令和7年度原子力施設等防災対策等委託費（電子飛跡検出型コンプトンカメラを使用した放射性プルームの可視化手法の検討）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2．登録内容について、4．提出先までご登録をお願いします。

1．事業内容

（1）概要

原子力規制庁では、原子力災害の発生に備えより強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進するべく、新規技術・知見の緊急時モニタリングへの取込みについて調査・検討を行っている。放射性プルームの観測・可視化は屋内退避の実施や緊急時モニタリングの効率的な実施のために重要な要素であり、これを実現することで様々な課題が解決することが期待される。

本事業では、電子飛跡検出型コンプトンカメラ（ETCC）を用いた放射性プルームの可視化手法について実用化に向けた試験や改良の検討を行うことにより、最終的にETCCによる放射性プルーム可視化手法を緊急時モニタリングへ適用することの可否を検証することを目的とする。

（2）事業の具体的内容

別紙のとおり

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 事業実施要件

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
 - ④ 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ※その他、別紙を参照すること。

2. 登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却しません。

4. 提出先

郵送またはE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課 笹平 琳子 宛て

【TEL】 03-5114-2125

【E-mail】 sasahira_rinko_5tb@nra.go.jp

(登録例)

令和7年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁放射線防護グループ
監視情報課

令和7年度原子力施設等防災対策等委託費（電子飛跡検出型コンプトンカメラを使用した放射性プルームの可視化手法の検討）事業について

令和7年1月16日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録します。

登録内容

- ① 事業者名 〇〇
- ② 連絡先
 - 住所 〇〇
 - TEL 〇〇
 - Mail 〇〇
 - 担当者名 〇〇

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

令和7年度原子力施設等防災対策等委託費（電子飛跡検出型コンプトンカメラを使用した放射性プルームの可視化手法の検討）事業

2. 事業目的

原子力規制庁では、原子力災害の発生に備えより強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進するべく、新規技術・知見の緊急時モニタリングへの取込みについて調査・検討を行っている。放射性プルームの観測・可視化は屋内退避の実施や緊急時モニタリングの効率的な実施のために重要な要素であり、これを実現することで様々な課題が解決することが期待される。

本事業では、電子飛跡検出型コンプトンカメラ（ETCC）を用いた放射性プルームの可視化手法について実用化に向けた試験や改良の検討を行うことにより、最終的にETCCによる放射性プルーム可視化手法を緊急時モニタリングへ適用することの可否を検証することを目的とする。

3. 事業内容

ETCCを用いた放射性プルームの可視化手法について、本年度においては（1）環境放射線モニタリング用ETCC試作機の性能向上（2）ETCC試作機を用いた実証試験（3）運用面における信頼性向上の検討の3項目を実施する。

事業の実施にあたっては、以下に示す項目について作業を実施すること。

（1）環境放射線モニタリング用ETCC試作機の性能向上

既存ETCCを環境放射線モニタリングで使用するにあたり、既存ETCCのうちシンチレータ部について性能向上に必要なスペックの検討をし、試作を行う。

（2）環境放射線モニタリング用ETCCを用いた実証試験

環境放射線モニタリング用のETCC試作機を用いて、以下の事項について性能試験等を行う。

- ・降雨等の厳しい環境下における連続運転試験
- ・高線量下を想定した放射線照射試験

（3）ETCC運用の信頼性向上

（2）の試験結果や最新の技術動向の調査等を踏まえ、放射性プルームを観測するために最適なETCCの運用を検討する。また、データ転送等運用面で必要となる周辺技術の調査や試験を実施する。

(4) 業務報告及び打ち合わせの実施

原子力規制庁担当官に対して事業の進捗状況を適宜報告し、漏れのないように本実施計画書の内容を遂行すること。進捗報告等のための打合せは、原子力規制庁本庁もしくはオンライン会議で実施することとし、事業実施中に最低3回程度（業務開始時、中間報告、最終報告）の打合せを想定する。

4. 納品物

業務報告書の電子媒体（CD-ROM等）8式

5. 納品場所

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

6. 委託業務実施期間

契約締結日～令和8年3月13日

7. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏らしてはならない。受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

8. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告す

ること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

9. その他

本仕様書に明記されていない事項がある場合又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、受託者はその都度、原子力規制庁担当官と協議して決定することとし、受託者の一方的な解釈により処理しないこと。

受託者が一方的に解釈して処理した場合は、受託者の責任のもとに費用負担を含め、これを改めること。

以 上